講和条約期における天皇退位問題

――明仁皇太子の登場と講和独立を背景として――

河西秀哉

【要約】　サンフランシスコ講和条約期になると、天皇退位論が再浮上した。その議論の特徴は二つある。第一に、敗戦後一貫して主張されてきた天皇の「道徳」的責任論を引き継いでいたことである。天皇は日本という国家の「道徳」を示す存在と考えられ、天皇が退位という「道徳」的行為を行えば人々はその姿に感動し、象徴天皇制はより強力な支持を得ると考えられた。それは「一君万民」「君民一体」を目指す動きだったと言える。

第二に、「新生日本」の国家像と適合的な皇太子が戦争イメージを持つ天皇よりも選択され、その結果退位が主張されたことである。マスコミが清新な若いイメージで皇太子を捉えて大々的に報道したことが背景にあった。「新生日本」の目指す国家像と象徴天皇像は接合され、国家としての再出発の時期に天皇制も再出発すべきであるとして退位が主張された。結局退位は実現しなかったものの、講和条約期の退位論は、象徴天皇制／像の展開の中で皇太子の存在が浮上するきっかけとなった。

史林　八八巻四号　二〇〇五年七月

はじめに

一九五二年五月二日にサンフランシスコ平和条約が発効して日本の独立が回復した後、名古屋発行の『中部日本新聞』は次のように占領期の天皇退位問題を振り返っている。

学者、宗教家、旧軍人、左翼思想家などの間から盛んに天皇退位論が起った……とくに①終戦②新憲法公布③同施行④東京裁判の判決⑤東条以下A級戦犯の処刑⑥平和条約の締結⑦同発効など日本の大きな転換期にはムクムクと頭を持ち上げ、世界の関心の焦点となった……統治者としての道徳論から語る者、新憲法の象徴としての天皇人格論から論じる者更に〝われわれの部下、戦友は天皇陛下バンザイを叫んで死んでいったのだ。天皇もその責任をとるべきだ〟と主張する旧軍人や……再軍備論者の中には〝キズのつかない皇太子殿下を立てて新軍の精神的支柱としたい〟とほのめかす者もあった」[中部日本52・5・5]③①「苦悶する宮廷・占領秘話」

ここで述べられているように、占領期を通じて天皇退位問題には政治的にも社会的にも人々の多大な関心が寄せられ、様々な立場から繰り返し主張された。この記事では若干細分化された時期区分となっているが、大まかにまとめると次の四つの時期、(1)敗戦直後(2)憲法制定期(3)東京裁判判決前後(4)講和条約期に分けられるだろう。

第一の時期は、退位によって天皇制を存続させようとした近衛文麿などによる退位論が、これまで研究されている。② 第二の時期は、南原繁東大総長による一九四六年四月二九日の演説から始まった。南原は人々と天皇の「道徳」的関係に基づいた天皇の戦争責任を主張し、「象徴」としての天皇を強く印象づけるための「道徳」的責任論を提唱した[朝日46・4・30]④。第三の時期は、一九四八年の『週刊朝日』に掲載された佐々木惣一・長谷川如是閑・三淵忠彦最高裁長官による鼎談を機に、「道徳」的責任論に基づく退位論が起こった。③

本稿が対象とするのは、一九五一年から一九五二年にかけての第四の時期にあたる講和条約期の退位論である。この時期の退位論に対して冨永望は、「国民の間では大した反応がなく……広範な議論はもはや起こらなかった」と評価する。④ 確かにそれまでの退位論に比べ講和条約期のそれは、後述するように人々の共感や支持を得られなかった。この点で本稿は、冨永の評価の前半部分を具体的言説を通して深化させていきたい。しかし広範に議論が起こらなかったかと言うと、そうではないと筆者は考える。もしそうであるならば、一九五二年五月三日の講和条約発効記念式典における天皇の「お言葉」が不可解なものとなるからである。

この時に当り、身寡薄なれども過去を顧み、世論に察し、沈思熟慮、あえて自らを励まして、負担の重きにたえんことを期し日夜ただおよばざることを恐れるのみであります。こいねがわくば、共に分を尽し、事に勉め相たずさえて国家再建の志業を大成し、もって永くその慶福を共にせんことを切望してやみません［毎日52・5・3（夕）①］

このように、「お言葉」で天皇は自らの戦争責任に直接言及することを避け、国家再建に伴う責任のみ主張する。なぜこの時、このように責任を曖昧な形で提示する「お言葉」が述べられたのだろうか。戦争責任を肯定する「お言葉」や、またその逆に全く自らの責任には触れない「お言葉」は許されない状況が講和条約期にはあったのではないか。

「お言葉」は明確な文言ではないにせよ、今後も天皇であり続けて人々とともに歩むと述べる。しかし直接的には退位について全く言及していない「お言葉」がなぜ、「退位論に終止符」「陛下の退位説否定」［朝日52・5・3（夕）①、毎日52・5・3（夕）①］と、マスコミに退位という文言を想起させたのだろうか。それは、当時広範に様々な場で講和条約前後に天皇が退位すべきとの主張がなされて、その是非が議論されていたからであり、「お言葉」が退位を否定したと受け取られるためには、当時の社会においてそれなりの素地が必要であった。この点で筆者は、冨永の評価の後半部分は再考すべきだと考える。

本稿ではまず、講和条約期において退位論が主張される要因や社会的な雰囲気、特に明仁皇太子の登場と講和独立に伴うナショナリズムの高揚が退位論の広がる前提にあることを確認し、それに伴って「再軍備」論者による退位論⑤の噂や宮中の退位をめぐる動きが生まれる様相を検討していきたい。それらは退位を主張した主体がはっきりとしなかったり史料的制約もあって、その全容を解明するのは困難である。しかしこれらを含めて当該期の退位論を広範に検討するからこそ、講和条約期の退位論が象徴天皇制／像の展開過程の中でいかなる意味を有していたのかを位置づけることが可能になると考える。

そして次に、これまでの研究でも注目されてきた木戸幸一⑥・中曾根康弘⑦の退位論について再検討を行うとともに、「道

徳」や「新生日本」⑧の出発との関係で退位を主張した矢部貞治、マスコミの皇太子への待望論を背景に退位を主張したジャーナリストの大宅壮一、「再軍備」反対の立場から退位を主張した市川房枝など、これまで全く注目されてこなかった退位論も広く検討し、講和条約期の退位論の特徴を解明したい。冒頭の新聞記事で述べられていた退位を主張する様々な立場が、講和条約期にどのように表れるのだろうか。なぜ退位論に与さない人々が数多くいる中で、それが議論されていったのだろうか。講和条約期の退位論は象徴天皇制／像の定着・安定化のため、講和独立という国家としての再スタートの時期にこそ天皇も裕仁から明仁へ交代して、生まれ変わった象徴天皇として新たに再出発するのが望ましいという思考から提起されていた。こうした考えがなぜ生まれ、象徴天皇制／像の展開においてどのような意味を持ったのかを解明していきたい。

① 新聞・国会議事録・頻繁に引用する史料は左記のように略記し、本文に挿入した。なお『読売新聞』は調査の都合上、名古屋大学中央図書館蔵の中京版を使用した。
［朝日46・4・30①］…『朝日新聞』一九四六年四月三〇日一面。
［衆予算52・1・31］…衆議院予算委員会一九五二年一月三一日。
［田島49・11・1、263頁］…加藤恭子『田島道治』（TBSブリタニカ、二〇〇二年）所収「田島日記」一九四九年一一月一日、二六三頁。

② 吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波新書、一九九二年）、渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』（青木書店、一九九〇年）など。

③ 「憮然たる世相の弁」（『週刊朝日』一九四八年五月一六日号、四頁）。
松尾尊兌『日本の歴史㉑ 国際国家への出発』（集英社、一九九三年）、荒敬『占領史研究序説』（柏書房、一九九四年）、冨永望「一九四八年における昭和天皇の退位問題」（『日本史研究』四八五号、二〇〇三年）など。

④ 冨永前掲「一九四八年における昭和天皇の退位問題」五八頁。

⑤ 冨永望「再軍備と統帥権問題」（『年報日本現代史』第9巻、二〇〇四年）。

⑥ 栗屋憲太郎他『東京裁判資料・木戸幸一尋問調書』（大月書店、一九八九年、五五九～五六二頁）など。

⑦ 松尾前掲『日本の歴史㉑ 国際国家への出発』一七〇～一七三頁。

⑧ 「新生日本」概念については、河西秀哉「『新生日本』の出発と皇太子外遊」（『年報日本現代史』第9巻、二〇〇四年）、ケネス・ルオフ『国民の天皇』（共同通信社、二〇〇三年、二八七～二九八頁）を参照のこと。

1　退位をめぐる社会的な背景

（1）退位論が広がる要因

講和条約期に退位論が展開される要因として、次の二点が考えられる。まず第一に、元老西園寺公望の秘書であった原田熊雄の『西園寺公と政局』が出版されるなど、政治家や軍人の日記や回想から、敗戦前の政治過程が次第に明らかになってきたことである。[1] 講和条約期には、人々が敗戦前の天皇制を客観的に判断できる状況が生まれつつあったと言ってよいだろう。また本稿冒頭の『中部日本新聞』のように、占領期を総括し、それがいかなる意味を持っていったのかを考える記事も講和独立を機に、多数のマスコミで掲載された。敗戦後一貫して主張されてきた天皇の「道徳」的責任論は、占領期に解消されずに人々の心に通底しており、マスコミや知識人などが敗戦前や占領期を問い直す中で、退位論が広範に議論される基盤が形成されたのである。「新生日本」としての出発を機に、これまでの「歴史」が再検討される中で退位論が起こったと言える。

第二に、明仁皇太子の青年としての登場があげられる。皇太子は一九五一年一二月二三日、皇室では成年となる一八歳の誕生日を迎えた。多くのマスコミは皇太子を「日本の若きホープ」［朝日51・1・1⑦］と期待し、一九五一年頃から多数の記事を掲載し始めた。[2] 一九五〇年二月にソ連がアメリカに対して細菌戦計画の容疑で天皇を戦犯として裁判にかけることを要求したように、敗戦後時間が経過しても昭和天皇の戦争イメージは常に付きまとったため、それとは関わりのない皇太子への人々の期待は高まった。[3]

『毎日新聞』社説はソ連の裁判要求に対し、天皇には実質的な責任はないと弁護した上で、これからの「平和国家を建てるには、今日の天皇も何らかの形で役立つ」と主張し、天皇を裁判にかけたり天皇制を廃止することに反対する［毎日

50・2・3社説]。がその後、「現天皇が、自発的に譲位をするというならばまた別である。要はこの日本が、平和国家として世界の平和に貢献すればよい」と非常に興味深い論理を展開したのである。天皇には戦犯として裁かれるような実質的責任は存在しないが、「道徳」的責任を感じての自発的な退位ならばそれを妨げないという選択肢が、一九五〇年にはすでにマスコミの中にもあった。そうしたマスコミを通じて人々にも退位の観測が伝わっていったと思われる④。

この社説でもう一つ注目すべきことは、「平和国家」という独立後の「新生日本」の国家像に関する視点を持っていたことである。ちょうどその時、明仁皇太子も青年として表舞台に登場してきた。講和独立が近づき、「新らしい世代に生きぬくためのモラルを探求される皇太子」は、より「生まれ変わった青年日本をそのまま浮彫した」姿で捉えられたのである[毎日51・12・23③]。青年として新たに表舞台に立つ皇太子の清新なイメージが「新生日本」の新たな出発点と重ね合わされ、マスコミの中で期待感が醸成された。マスコミは「新生日本」の希望・再生の期待を皇太子の成長に見、一九五一年年末の新聞各紙は成年となった明仁皇太子を「新生日本」のホープとして描いていった[中部日本51・12・23③、読売51・12・23③など]。多くのマスコミは積極的な意図を持って、新たな皇太子像を作り出していったのである。「文化平和国家」⑤を目指す「新生日本」にとって、戦争という過去の問題と接点のない皇太子の存在はその概念に適合的であった。こうして退位によって気分を一新し、「新生日本」の出発と象徴天皇制としての新たな出発とをリンクさせようとする思考が生まれていった。後述するように、講和条約期の退位論の多くが皇太子に期待する言説の中で展開され、彼の登場を天皇退位の根拠としている。このような近代天皇制の再検討・明仁皇太子の登場という二つの社会的な潮流が、講和条約期に存在していた。それこそが、講和条約期に天皇退位論が議論される要因であった。

(2) 「再軍備」論者による退位論の噂

講和条約期に退位論が広がる要因・社会的な雰囲気は、同時期の政治課題の一つであった「再軍備」問題と絡んで、主

体のはっきりとしない退位論の噂を生み出していく。ここでは史料的に限界はあるがその内容を検討し、それが広がる意味について考えていきたい。

一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発を契機として設置された警察予備隊は、その組織をどのように再編成してまとめ上げていくのかを課題として抱えていた。こうした当時の政治課題の中で、天皇を警察予備隊や「再軍備」後の「軍隊」の精神的な中心に据えようとする言説が現れ、天皇退位問題も次第にクローズアップされてくる。

この問題を最も早く、そして詳細に伝えたのは、『東京リポート』一九五一年八月二六日付の一面記事である⑥［以下、東京リポート51・8・26①］。記事によれば、講和条約を機に天皇は退位すべきであるという議論が、「再軍備」問題と関連して「右翼方面」から起こっており、彼らは何よりもまず、「建軍の思想をどこにおくべきであるか」という問題を提起していると言う。敗戦前の経験を踏まえ、「再軍備」後の「軍隊の政治徒党化」の動向を抑制するためには、その中心に「最も正しい人」を得る必要があり、それは「天皇をおいて、他にはない」。ところが昭和天皇はアジア・太平洋戦争に対する「道義的な大責任者」であり、戦没者遺族などの感情を考えれば、そのままで「再軍備」を進めることは人々の感情がこれを許さない。そこで講和条約を機会に天皇は退位し、皇太子が新しい天皇に即位することによって、この問題を解決しようという主張が表れていると言うのである。記事は天皇の命令が戦没者遺族を生み出し、人々を苦しめたと述べられており、天皇の大元帥としての戦争責任が強く意識されている。戦没者遺族との関係を重視されている点は、当時それが大きな政治課題であったことと関係するだろう。

記事は、この退位論を主張した人物をただ「右翼方面」としか言及していない。そして「彼等は、もともと講和条約成立後の日本は、真に独立日本として、名実ともに新しく出発するためには、太平洋戦争の道義的大責任者である今上陛下が譲位されて、皇太子殿下を新天皇にむかえることが最善である、という政治的主張を持っている」と言う。このように「新生日本」のあり方を思考した時、「再軍備」を志向することは考え得る選択肢の一つであった。

有山鐵雄「楽園を夢みる吉田」によれば、こうした退位論を展開しているのは、「こんどは巣鴨のA級戦犯、旧重臣が口火を切つているという話。もちろん海外の声も反映してい」た。[7] しかし旧重臣らが「再軍備」と天皇退位を繋げて主張した事実は、管見の限りではない。またここで言及されている巣鴨のA級戦犯に、後述する木戸幸一元内大臣が含まれるかについてははっきりとしないが、木戸は「再軍備」と退位を関係づけてはいないので、その可能性は低いと考えられる。また島崎光二「退位論のニュー・フェイス」によれば、「海軍においては対米協力派の野村吉三郎元大将陸軍（ママ）は最後の陸相であつた下村定元大将」によって主張されており、そのために皇室典範に退位条項を入れようと「前情報局総裁緒方竹虎、前同盟社長古野伊之助が、この一翼として、政界上層部を歩いていると噂されてい」た。[8] しかしその緒方は、一九五二年に『朝日新聞』紙上で行われた座談会の中で、「ロジカリー（論理的）にいえば御退位という意見も立て得る」としながらも、「日本の皇室はロジックで論ずるよりは、もっと大きな国民感情の中に根底がある」と述べて、人々の感情を理由に退位には否定的な見解を示していた［朝日52・1・1③］。

確かに野村や下村は、天皇を精神的支柱に据えた「再軍備」を計画していた。[9] しかし、彼らの「再軍備」論が昭和天皇の退位を前提に考えられたものかどうかは、はっきりとしない。彼らが退位を公言することはなかったからである。このように「再軍備」論者の退位論は誰が主体的に主張したのかはっきりとせず、曖昧なムーブメントに終止していた。

しかしこの「再軍備」論者による退位論の噂は、一九五一年後半ごろからは他のマスコミでも取り上げられていった。その結果、国会でも議論されるようになる。右派社会党の山下義信は、「天皇中心でなくては国民に本当の自衛意識が昂揚して来ない」という話を最近聞き、「国民の中にはなんとなくこの天皇中心主義というものの復活が考えられているかのよう」だと警告した。そして、「新日本の出発に当りまして、条約の批准を待つて皇太子殿下の登極を希い、輝やかしき国民奮起の中心とすべきであるという有力なる説があると伝えられてお」ると述べる［参予算51・11・13］。これに対し吉田茂首相は、退位の可能性を否定するが、その後も左派社会党の中田吉雄が吉田首相にさらに質問した。

〔警察予備隊の〕精神的な支柱を求めることは極めて困難であります。そこで国民の天皇に対しまする忠誠心を利用いたします……併し現天皇の命令によりまして戦争に動員され、国民は多くの被害を受けていますので、今の天皇ではどうにもならない。そこで天皇は、条約の発効と共に議位をお願いし、皇太子を擁立するという立場であります……特にアメリカにおきましてはかかる見解が非常に多く、例えばレイモンド・モレー氏のごときはその代表的な人物であります[10]〔参本会議52・2・6〕

吉田首相はこれに対しても、天皇を統帥権者とする憲法改正や皇室典範改正の可能性を否定することで退位に反対した。そして退位論の出自とされる「右翼方面」では、「『天皇が道徳的責任を感じて退位すべき機会はあつたが今ではおそい、天皇は〝統して治せず〟現行憲法の思想で十分だ』とする旧金鶏学院の安岡正篤氏らの考え方が支配的」との観測も出〔東京52・4・23①〕、「再軍備」論が天皇退位とセットで議論されることはなくなった。

このような「再軍備」論者の退位論の噂が広がった背景には、敗戦前の「歴史」が問い直される中で、少なくとも天皇の「道徳」的な責任が解消されていないとの認識が存在していたからだと思われる。たとえ「再軍備」するにしても、「新生日本」においては皇太子のイメージの方がふさわしいと考えられた。この二つの要因によって、「新生日本」を見据えた「再軍備」論者の退位論の噂が、現実味を持って人々に伝えられたのである。

① 原田熊雄『西園寺公と政局』第1～8巻（岩波書店、一九五〇～一九五六年）。英文学者の中野好夫は、「天皇制といふ機構の上にのつかつてるから、自分たちが国民への最高最後の責任を負つてゐるといふ意識がうすいんぢやないか……日本人みなが自分をもち、自分が最後の責任をとるやうになり、さうした国民の間から責任が生まれたら、天皇制は自然になくなつて行くはずであり、さうなつてほしいと思ひます」と述べる（「座談会　日本のバックボーン」『文藝春秋』一九五一年三月号、五六～五七頁）。中野のように天皇制廃止まで主張する論者は珍しいが、天皇個人の責任の是非は盛んに取り上げられていた。

② 河西前掲『新生日本』の出発と皇太子外遊」一一二～一一三頁。皇室記者藤樫準二の著作『千代田城』（光文社、一九五八年）と『天皇とともに五十年』（毎日新聞社、一九七七年）を見ると、マスコミが積極的に清新な皇太子像を作っていく様子がうかがえる。藤樫は宮内庁から依頼されて皇室に関する多数の記事を書き、彼の所属する『毎日新聞』は他紙に比べて圧倒的な情報量の皇室記事を掲載していることから、象徴天皇像が形成されていく過程における藤樫の果たした役割は大きかったと考えられる。マスコミと天皇制の問題については、松下圭一「大衆天皇制論」「続大衆天皇制論」（『中央公論』一九

五九年四月号・九月号)、清水幾太郎「占領下の天皇」(『思想』一九五三年三月号)、吉見俊哉「メディア天皇制の射程」(『世界』一九九三年七月号)、同「メディアとしての天皇制」(網野善彦他編『天皇と王権を考える』10、岩波書店、二〇〇二年)などから示唆を得た。

③ 明仁皇太子に戦争と接点のないイメージが形成されたことについては、後藤致人『昭和天皇と近現代日本』(吉川弘文館、二〇〇三年、Ⅲの四)、瀬畑源「明仁皇太子の教育に関する一考察」(『年報日本現代史』第9巻、二〇〇四年)を参照のこと。

④ 後述するように『毎日新聞』は退位論に消極的であっただけに、こうした主張が掲載されなければならない状況に注目する必要があるだろう。

⑤ 「文化平和国家」については、赤沢史朗「象徴天皇制の形成と戦争責任論」(『歴史評論』三一五号、一九七六年)、同「戦後民主主義論」(神田文人編『体系・日本現代史第5巻』日本評論社、一九七九年)、米谷匡史「『世界史の哲学』の帰結」(『現代思想』一九九五年一月号)などを参照のこと。

⑥ 『東京リポート』は、GHQ/SCAP Paper CIE(B)06831(国立国会図書館憲政資料室蔵)に現物と英訳が収められており、GHQがこの記事に注目していたことをうかがわせる。またこの記事を紹介した『神社新報』は、退位は「日本国民大多数の感情的支持を得ることはできないであろう」と反対し、「陛下の御自責の念には痛切無限のものがあらせられると拝察される……その御責任を痛感せられつつ御在位願うの外ない」と在位し続けることが責任を取ることになると、「お言葉」とよく似た論を展開した(『神社新報』51・8・27社説)。

⑦ 有山錏雄「楽園を夢みる吉田」(『改造』一九五一年一二月号、一四二頁)。

⑧ 島崎光二「退位論のニュー・フェイス」(『中央公論』一九五二年二月号、八四～八五頁)。

⑨ 『戦争放棄と再軍備』(自由党憲法調査会、一九五四年、五三～五六頁)。本書は、下村が一九五四年七月八日に自由党憲法調査会で行った講演の速記録である。

⑩ ここで名前の出ているレイモンド・モレー(Raymond Moley)とは、"News Week"の主筆である。"News Week"はたしかに日本の「再軍備」を主張していたが、管見の限りでは天皇退位・明仁皇太子の下での「再軍備」を要求する記事は見当たらない。「日本人は天皇の下に高度の社会的団結力を有し、世界中で最高度に訓練化された国民である」と、天皇制の統合機能を高く評価しているのみである("News Week" 22 Jan. 1951 p. 14)。

2 宮中における退位をめぐる動向

(1) 退位問題の決着過程

講和条約期には宮中でも退位をめぐる動きがあった。本節では田島道治宮内庁長官の日記を使って、宮中での退位をめ

ぐる様相を検討したい。

天皇がマッカーサーに退位しない意思を告げた書簡を送ったことで一九四八年の東京裁判期の退位問題が一応の決着を見た後①も、宮中では退位問題は度々話題にのぼっていた。特に注目されるのは一九四九年一一月、田島が一日に秩父宮と「皇太子御留学ノコト　御退位ノコト」［田島49・11・1、263頁］を、一二日には高松宮と「東宮様御洋行　御譲位ノコト」［田島49・11・12、263頁］を話していることである。②その内容ははっきりとはしないが、皇太子の登場と退位問題がセットになって宮中で話題になっているのは興味深い。それは、宮中も明仁皇太子の登場とそれへの人々の期待を意識し、後述する様々な退位論と同様の意識を共有していたのではないかと推測できるからである。

翌一九五〇年は、六月二日に安倍能成学習院院長と「abdi［abdication・退位］ノコト」［田島50・6・2、276頁］を話しているが、それ以上の大きな話題とはならなかった。

しかし一九五一年になると、退位という文言が日記に頻出するようになる。二月一四日の吉田首相との会見の際、「Abdi問題モフレ」［田島51・2・14、286頁］、一七日には皇太子の家庭教師である小泉信三東宮常時参与とも退位問題が話題となり、小泉は退位に「不賛成」の意思を示した［田島51・2・17、286頁］。そして二二日には安倍、二六日には「人間宣言」作成にも関わった前田多門元文相と退位問題について話をしている。田島が彼らと退位問題をどのように話したのか、その内容ははっきりとしないが、宮中には田島を中心として、安倍・小泉・前田らのいわゆる大正教養主義者③グループが、退位に関する意見や情報の交換を行っていたと考えられる。このように一九五一年後半に退位論が特定の人物によって主張されたりマスコミなどで話題になる以前より、宮中では退位が問題視されていた。一九五一年になって講和独立が近づくにつれ、前述の要因から退位が現実的課題となると考えられたからこそ、宮中ではそれへの対応を含め話題となったのではないだろうか。

その後、田島の日記の中で退位問題に大きな進展があったのは、八月二五日である。その日、共同通信記者の田中徳が

田島に「abdi ノコト如何」と尋ねた際、田島は「ナシト返事」した［田島51・8・25、299頁］。なぜこの時点で、退位はないと田島は述べたのだろうか。それは日記にははっきりと現れないが、おそらく二月一四日以降に吉田首相と退位問題についての話し合いが行われ、そこで退位なしの方針が決定されたからだと思われる。なぜなら五月九日の日記に、田島が安倍に「Abdi 吉田首相トノ話ノコト」を伝えたと記述しているからである［田島51・5・9、293頁］。二月一四日以降に吉田首相と会っていなければ、その後二月二二日に会った安倍にその内容をすぐに伝えられるはずであり、安倍と会った以後に吉田と話し合い、そこで退位なしの方針を決定したのではないか。

九月八日の田島の日記には、「吉田ニ陛下御尋問ノ件ノ意見キク　天野文相訪問　首相ト話合ノAbdi ニ関スル事要領話ス」［田島51・9・8、300頁］という記述が見られる。田島は吉田から天皇との会見の内容を聞き、それを天野に伝達した。田島は天野に退位に関する話をしているのだから、吉田が天皇と話した内容は退位についてであったと推測できる。たびたび内奏を繰り返していた吉田④と天皇は、その時に退位なしの方針を確認していたのではないだろうか。その後、小泉を訪問した田島は「非退位ニ仕立タ話」をし、田中耕太郎最高裁長官に対しては九月二一日に「Abdi 反対ヲ確言」、一〇月一日には「御退位問題ハセツトル［settle・片付いている］」と語っている［田島51・9・21、10・1、301頁］。この頃までに宮中や政府では、天皇が退位しない方針が固まったと見てよいだろう。このように、その後一九五一年後半から一九五二年前半にかけて国内外で退位論が主張される以前に、宮中において退位問題はすでに決着がついていたのである。

（2）木戸幸一による退位論――民衆との「道徳」的関係から

このようにすでに宮中では退位問題は決着がついていたが、A級戦犯として服役中であった元内大臣の木戸幸一はそのことを知らず、一九五一年一〇月一七日、松平康昌式部官長（内大臣時代の秘書官長）へ次のような伝言を述べた。

陛下ニ御別レ申上タル際ニモ言上シ置キタルガ、今度ノ敗戦ニツイテハ何トシテモ陛下ニ御責任アルコトナレバ、ポツダム宣言ヲ完

全ニ御履行ニナリタル時、換言スレバ講和条約ノ成立シタル時、皇祖皇宗ニ対シ、又国民ニ対シ、責任ヲオトリ被遊、御退位被遊ガ至当ナリト思フ……コレニヨリ戦没、戦傷者ノ遺家族、未帰還者、戦犯者ノ家族ハ何カ報ヒラレタルガ如キ慰ヲ感ジ、皇室ヲ中心トシテノ国家的団結ニ資スルコトハ頗ル大ナルベシト思ハル。若シ如斯セザレバ、皇室丈ガ遂ニ責任ヲオトリニナラヌコトニナリ、何カ割リ切レヌ空気ヲ残シ、永久ノ禍根トナルニアラザルヤヲ虞レル。万一、今直ニ御実行ハ困難トシテモ、其ノ思召ニシテ洩レ承ルコトヲ得バ、国民ノ心裏ニ与フル好影響ハ甚大ナリト思フ⑤

敗戦前は政治の最も中枢部にいた木戸は、天皇には何らかの戦争責任が存在し、何も責任を取らないことは人々の中に「何か割り切れ」ない感情を残す、今後の天皇制存続のために天皇が退位することでその問題を解消させる必要があると考えていた。

しかもそれは「陛下ニ御別レ申上タル際」、つまり木戸と天皇が最後に会った一九四五年一二月一〇日には進言していたと言う。木戸は一九四五年末にはすでに退位の考えを持っていたのである。木戸は、講和独立が「新生日本」の国家としての新たな出発点であり、その出発点こそが新たな天皇への交代に最適かつ最終機会と考えたことから退位を主張した。敗戦直後の木戸は天皇の退位の意思を聞き、天皇制自体の存続が不透明な時期には「或いは皇室の基礎に動揺を来したるが如くに考え、其結果、民主的国家組織（共和制）等の論を呼起すの虞もあり」と退位に反対した⑥。しかしこう言うならば、天皇制自体が存続を保障され、退位が動揺を生まなくなるようになった時ならば、退位は問題ないことになる。むしろ講和条約期の木戸は、退位によって天皇が戦争責任を取ったことを明確に人々に示すことで、「禍根」を残さないようにしようとしている。木戸は、「新生日本」の出発にあたって過去を清算しようとしたのではないか。この時期ならば、今まで動揺を生み出す危険性のあった退位が、逆に天皇が責任を取るという「道徳」的振る舞いを人々に示し、「好影響」を与えるものに転化されると考えたのであろう。

このように木戸が退位論の中で人々と天皇との関係に言及している点は、一九四六年の南原の責任論と同じ方向性を有

していたと言えるだろう。南原は前述のように、「陛下に政治上、法律的責任のないことは明白」と断った上で、しかし「国民を悲惨な状況に陥れたことについては、宗祖に対し、また国民に対し道徳的、精神的な責任」があると述べ、人々と天皇の「道徳」的関係からの責任論を主張した［朝日46・4・30④］。こうした人々と天皇との「歴史」に基づいた「道徳」的関係は、「象徴としての天皇が……率先して国民の規範たり、理想」であることで成立してきたと南原は言う。そして人々を悲惨な状態に陥れたという、あるべき君主としての振る舞いができなかった天皇が「国民に対し道徳的、精神的な責任を」感じて退位すれば、人々はその天皇の姿に感動し、「国民の規範たり、理想たる」天皇制に近づくことになるだろうと述べ、天皇退位を主張した。木戸も「皇室を中心としての国家的団結」と言った表現に見られるように、「歴史」的に天皇は人々の統一の表象としての役割・「道徳」的な規範であったと考えた。だからこそ南原同様に、天皇が人々に示す「道徳」的な模範的行為としての退位を勧めたのである。

木戸の退位論が非常に興味深いのはこの点にある。津田左右吉や和辻哲郎などの言説と、「歴史」や「道徳」という観点で人々と天皇の関係を見ることでは軌を同じくするものの、その結論が全く異なるからである。津田や和辻らは近代を天皇制の「歴史」の中の例外と考え、天皇の戦争責任を追及しなかった⑰。しかし敗戦前に天皇を間近で見ていた木戸はそう考えず、人々の統一の表象である天皇がここで何も責任を示さなければ、人々との関係を重視してきた天皇制の「歴史」を継承し続けることができないと警戒したのである。多くの人々の感情はむしろ津田や和辻に近く、天皇は退位せずに明仁皇太子のイメージによって象徴天皇制は支持基盤を形成していくが、木戸の論理がその他の退位論にも通底していたことは、象徴天皇が「道徳」的存在として人々に捉えられていたことを示している。

木戸は元内大臣として天皇制に対する深い忠誠があったからこそ、退位を主張したと考えられる。講和条約調印時の日記に見られるように、「余ハ一筋ニ皇室ノ御安泰ト国体護持ヲ念願シテ之ガ達成ヲ目標トシテ総テノ事に当ツタ……ラヂオニユースヲ聴イテ居ルトアナウンサーガ今日ノ陛下ノ御心持ヲ種々ト報道シテ居ツタ。陛下モ嘸カシ御安心ニナツタロ

ウト思ツタラ涙ガ出テ来タ」[8]と天皇個人やその境遇に同情し、涙を流すほどであった。天皇制に対しての忠誠や存置を願う気持ちがあったからこそ、天皇個人には同情するけれども、ポツダム宣言が完全に履行されて訴追の心配がなくなった今ならば天皇への危害もないと考え、天皇制という制度を安定化させるために退位を主張したのである。

木戸の退位の提案に対して松平からの返答は、「御退位ノ御希望ハ陛下御自身ニモアリ……只吉田首相ハ至テ此ノ問題ニツイテ無関心ナル様子ナデ（ママ）苦慮シテ居ル」[9]というものであった。しかしこの一〇月の木戸による退位の提案以前に、吉田と天皇の間で退位なしの方針が確認され、宮中でも決定されていたことは前述した通りであり、この時点で天皇に退位の意思があったとは思われない。むしろ、元重臣の提案を無下に却下するわけにはいかなかったために、このように吉田の反対によって退位はできないと強調する返答をしたのではないだろうか。これを聞いた木戸は、次のように述べている。

> 実際ノ政治トシテ此ノ際、直ニ実現困難ナルベキコトハ了解シ得ルトモ、去リトテ、此ノ儘、荏苒時ヲ過セバ、モハヤ機会ハナク、万一、世論ノ変動ニヨリ種々議論セラレタル後、御退位ヲ余儀ナクサレル、ゴトキアリテハ、誠ニ遺憾ナリ。事実、思召ノアルトコロヲ明ニスル機会ハ講和成立ノ時ガ唯一ニシテ、最後ノ機会ナリト思フ

ここでも木戸は、講和条約期に天皇が責任を示すことの重要性を強調する。「新生日本」の出発にあたって、天皇が人々に対して「道徳」的な責任を示さなければならないとの木戸の強い意思が見える。木戸のこの提案より以前から、後述するように、講和条約発効式典での天皇の「お言葉」の検討が始まっており、一九五二年四月四日には「天皇御退位ノ問題ニツキ、吉田首相モ漸ク納得シテ独立ノ記念日等ノ機会ニ陛下ヨリ其御意思ヲ仰セ出サル、様、考慮中ナルガ、何分国家トシテハ、御在位ヲ前提トシテ居ルタメ、発表ノ案分ガ中々書ケナイノデ行難（ママ）ンデ居ル」[10]と、木戸に伝えられた。「お言葉」の文言をめぐって、宮中・政府では様々な模索があった。そして、講和条約発効式典での天皇は自身の戦争責任を明確に言及せず、今後も在位し続ける旨の「お言葉」を読み上げるのである。[11]

以上のように木戸が講和条約期に退位論を展開したのは、天皇制が安定的に存続するための不安材料をここで解消しよ

うとしたためだった。木戸は天皇が人々に対する「道徳」的な存在であるからこそ、責任を取ることで人々に対して「好影響」が得られると確信し、退位を主張したのである。木戸が戦没者遺族に言及して人々と天皇との関係の中で退位を主張する点は、敗戦前から続く「一君万民」「君民一体」論の系譜を受け継いでいた。次章では、それらと「新生日本」を根拠に据えた退位論を検討したい。

① 松尾前掲『日本の歴史㉑ 国際国家への出発』一一七～一二二頁。

② 特に高松宮は、「天皇退位説には高松宮殿下は積極論者」とマスコミで噂されていた（「都51・10・31②（『都新聞』は京都の地域紙）」。

③ 大正教養主義者に関しては、久野収・鶴見俊輔・藤田省三『戦後日本の思想』（勁草書房、一九六六年、後に岩波同時代ライブラリーで復刊、一九九五年）、赤沢前掲「象徴天皇制の形成と戦争責任論」、同前掲「戦後民主主義論」、安田常雄「象徴天皇制の五〇年」（歴史学研究会編『戦後五〇年をどう見るか』青木書店、一九九五年）などを参照のこと。

④ 藤樫前掲『千代田城』一一一頁、松尾尊兌「象徴天皇制の成立についての覚書」（『思想』一九九〇年四月号、後に同『戦後日本への出発』に収録、岩波書店、二〇〇二年、七六～八三頁）。

⑤ 「木戸日記」一九五一年一〇月一七日（国立国会図書館憲政資料室蔵）。

⑥ 『木戸幸一日記』下巻（東京大学出版会、一九六六年、一九四五年八月二九日条）。

⑦ 津田・和辻の天皇論に関しては、米谷匡史「津田左右吉・和辻哲郎の天皇論」（網野善彦他編『天皇と王権を考える』1、岩波書店、二〇〇二年）、赤坂憲雄『象徴天皇という物語』（筑摩書房、一九九〇年）などを参照のこと。

⑧ 「木戸日記」一九五一年九月九日。

⑨ 「木戸日記」一九五一年一一月二八日。

⑩ 「木戸日記」一九五二年四月四日。

⑪ 「お言葉」を聞いた木戸は、「国民に陳謝するとか、何らかの表現があって然るべきではなかったか。あれでは何か奥歯に物が挟まったいい廻しで、国民が真から納得するものがなかったのは、残念なことだった」と語った（高橋紘「象徴天皇の誕生」金原左門『戦後史の焦点』有斐閣、一九八五年、九七頁）。

3 「新生日本」の出発と退位論

(1) 「一君万民」「君民一体」と「新生日本」

講和条約期の退位論は「道徳」的退位論を継承しつつ、「新生日本」という観点を組み込んで展開された。本章では後

者の位置づけがより強く、そして「一君万民」「君民一体」という観点をも有していた退位論を検討する。まず政治学者矢部貞治とその教え子である野党民主党の衆院議員中曾根康弘による退位論を見る。本稿がこれまでに注目されていなかった矢部の講和条約期の退位論に注目するのは、矢部が講和条約期の最も初期に体系的な退位論を公表しており、中曾根の退位論などへの彼の影響は大きいと考えるからである。

矢部は戦時中から人々と天皇の結びつきの強化＝「一君万民」論を展開しており、①その考え方に基づいてすでに敗戦直後から天皇退位論を主張していた。ここで、「一君万民」「君民一体」概念について確認しておきたい。「一君万民」は明治期にあってはもともと、「天皇を超越的地位に置くために主張されたものであって、国民は超越者に対しては同等の地位にある」②というものであった。しかし詳しくは今後の課題としたいが、次第にこの概念から「超越」性が欠落し（戦時中にかけて一時復活するが）、敗戦後に天皇制が「象徴」と規定されたことでいわゆる天皇の神がかり的な権威が否定されたと考えられた結果、中間勢力のいない人々と天皇の強い結びつき、天皇への親しみを示す概念へと特化していったのである。③こうした傾向は矢部も持っていた。このように人々と天皇との関係を重要視する中で、矢部は退位を主張したのである。矢部は一九四八年にも退位が必要だと述べており、④敗戦後一貫して天皇退位の考えを有していた。その矢部が、講和条約期になって再び大々的に退位論を展開したのは、一九五一年一二月二三・二四日の『読売新聞』に掲載された「独立日本と天皇制」と題する座談会でのことである。この座談会は一九五一年一二月一九日に『読売新聞』の記者より電話があり、矢部は「天皇の退位問題だというので嫌だが、仕方なく出」たようである。⑤ここで注目すべきは、矢部が『読売新聞』側から退位問題を話題とするように指定を受けていることである。座談会の見出しでも、「譲位で新しい出発　国際的にも好影響を与えん」と矢部の退位論が大きく印象づけられており、積極的に退位問題をアピールしようとする『読売新聞』の姿勢がうかがえる。他紙に比べ、『読売新聞』は退位を論ずることに積極的であった。ここでも、後述するような講和条約期の退位論におけるマスコミの影響力の大きさと積極性が指摘できるだろう。

座談会で矢部はまず、「国家統合の象徴としてあるいは最高の仲裁者、調節者」としての君主制は必要であって、民主主義とは矛盾しないと述べ、象徴天皇制を支持する〔読売51・12・24①、以下特に注記がなくてもこの発言から引用〕。そしてこうした国家や人々への「求心的要素」を持った天皇制を維持するために、天皇は退位すべきだと主張するのである。なぜ退位が必要なのか。矢部は次のように説明する。

法律論や政治論上の責任論を別にしても、その何千年か続いて来た日本の国がこのような異常な状態にいまの天皇の代になったということはこれは法律上や政治上の責任論とは別に、そこに一つのやはり道徳的な問題がある

矢部によれば、敗戦前の天皇には「憲法論としての責任はな」かったが、公開された『西園寺公と政局』や『木戸幸一日記』を研究すると（当時矢部は近衛文麿の伝記を執筆するためにこれらを読んでいた）、国家の様々な意思決定の場面や戦争・作戦の遂行時には天皇は指導的役割を演じる余地があった。にもかかわらず天皇がその役割を果たさなかったことは、「道徳」的観点から見るならば責任を問われるべきであると考えたのである。天皇は憲法で規定された権能からは責任が問われないが、国家の指導者として戦争そして敗戦を導いてしまったことに対する「道徳」的責任は存在すると矢部は問うた。つまり天皇は国家や人々を現在の状態に陥らせた責任を取って退位すべきであり、しかもそのように退位しなければ、人々との結びつきを基盤とする天皇制は維持できないと矢部は考えた。矢部は特に、国内外の世論などの圧力によって天皇が退位するのではなく、天皇自身の決断による「自主的退位」に固執した。それは、天皇が自ら責任を感じて退位するという行為こそが、人々に天皇の「道徳」的振る舞いを見せることになり、日本という国家の「道徳」的模範としての象徴天皇像を示すことができると確信していたからであろう。こうした矢部の「一君万民」「君民一体」論から導き出された退位論は、人々と天皇との関係を「道徳」に基づいて規定する木戸やそれ以前の退位論と同質の議論展開であった。

では矢部の退位論の、他のそれとは異なる特徴はどこにあるのか。第一に、前述のように敗戦後に次々と公表された史料から近代天皇制の政治過程を丹念に検討し、その作業の中で考え出された「道徳」的責任論を基に、退位論を主張した

ことであった。そして第二は、矢部が講和条約期に再び退位論を提起した理由の中に示される。

> いろいろ目の前にある心配がなくなって、それから平和条約もできて独立国として新しい気持で国際社会に出て行こうという時ちょうどはつらつとした皇太子も成年に達せられた時期であるし、こゝらで天皇が退位されて新しい皇太子を立てゝ行こうということは日本の将来という点からいって……考慮に値する

ここでは、講和独立と皇太子が退位を主張する重要なキーワードとして登場している。講和条約発効とともに「新生日本」として国際社会に復帰する、そうした国家の新たな出発と、青年として新たに表舞台に立つ皇太子の清新なイメージが重ね合わされ、国内では皇太子に対して大きな期待感が寄せられていたことは前述したが、矢部もその一人だったのではないか。これまでならば天皇が退位した後、成人していない明仁を誰が補佐する摂政になるのかという問題が存在していたが、講和条約期には皇太子は成年を迎えたことから、それを心配する必要もなくなったと矢部は述べる。むしろ皇太子は、戦争イメージを引きずる天皇よりもこれから再出発する「新生日本」の国家像に適合的であった。だからこそ矢部は、この講和条約発効を目前に控えた時期に再び退位論を提起したのである。このように矢部は、「道徳」的責任論と「新生日本」の二つを根拠として退位を主張したのであった。

（2）「人間」天皇と「新生日本」

矢部の考え方は、東大での教え子で、当時も交流のあった中曾根康弘に引き継がれていった。翌一九五二年一月、中曾根は衆院予算委員会の中で次のように退位論を展開する。

> 現天皇が一貫して平和論者であつて、戦争の形式的責任がない……〔しかし戦争についての〕天皇の人間的苦悩が、外からの束縛によつてほぐされない状態であるならば、この束縛を解くことが、古くして新しい天皇制にふさわしい……もし天皇は御みずからの御意思で御退位あそばされるなら……最後の機会として、平和条約発効の日が最も適当であると思われる……皇太子も成年に達せられ、

戦死者の遺家族たちにもあたたかい国家的感謝を捧げ得ることになった今日、天皇がみずから御退位あそばされることは、遺家族その他の戦争犠牲者たちに多大の感銘を与え、天皇制の道徳的基礎を確立し、天皇制を若返らせるとともに、確固不抜のものに護持するゆえんのものであると説く者もあります[6]〔衆予算52・1・31〕

中曾根は、敗戦後に「人間」となった天皇は戦争責任について自ら苦悩を感じているはずであり、それを解放するために退位することは、生まれ変わった象徴天皇制にふさわしいと述べる。しかも退位することで、人々に「感銘を与え」ることができると言う。なぜなら、人々に対して天皇は自分たちと同じような苦悩を感じる「人間」だということが強調され、より身近となった天皇像を印象づけることができるからである。そして、中曾根がこの時期政府が準備していた戦争病者戦没者遺族等援護法などの戦争に対する国家補償の問題に言及して退位論を主張していることは、彼が人々と天皇との関係を重視していたことを示している。戦争の傷跡をいかに精算し、「新生日本」として再出発するかは、当時の重要な政治課題であった。そのために退位によって天皇が「道徳」的責任を果たしたことを示すことで、天皇の責任・そして過去の戦争を精算し、その上で国家としての再出発を図ろうと中曾根は考えていたのではないか。

そして天皇が自ら責任を感じて退位することで、人々は自分たちの「道徳」的模範、日本という国家の「道徳」を体現する存在として天皇を見、そうした天皇に感銘を受け、より強固な天皇制へと生まれ変わると中曾根は考えたのである。彼の退位論は、木戸や矢部と同様に、人々との精神的紐帯を強化しようとするものであった。しかも講和独立・皇太子というキーワードが出て来るのを見ると、中曾根が師である矢部の退位論に大きく影響を受け、それを参考にしたと推測される。

この退位論はまた、中曾根のナショナリスティックな考えを色濃く反映したものであった。中曾根は一九五〇年代前半、民族独立を唱えて憲法改正を主張した。その理由として、日本国憲法はGHQによる「押しつけ憲法」であると展開し、「老朽化した……日本民族の若返りと日本の新しい発展」のために改憲を主張する。中曾根は、「自主憲法」による天皇

の地位は「政治的権限を現在以上に拡大しない……精神的な国民統合の中心として存在する」と留保をかけつつも、宣戦・講和・非常事態宣言及び緊急命令の公布、条約批准などの強大な権限を「外国に対する外交儀礼上の配慮から」持つ「元首」としている。[7] 中曾根は吉田首相の進める対米依存方針からの脱却を目指しており、自立した強力な国家を建設しようとしていた。その表象的な存在として、天皇の地位を改正しようと考えたのではないだろうか。そしてより重要なのは、渡辺治が指摘しているように、この元首化論が昭和天皇の下ではなく、明仁皇太子が天皇に即位したことを前提に想定されていたことである。[8] 中曾根は自主・若返り（これは退位論でも主張されている）をキーワードとし、「新生日本」の再出発としての独立を機に、対米依存からの脱却、国際社会で発言権を獲得した上での復帰を目指した。中曾根にとって昭和天皇よりも、若くて清新なイメージのある明仁皇太子の方が自らの構想する「新生日本」イメージに適合的だった。だからこそこの時期に、中曾根は天皇退位論を主張したのである。

矢部・中曾根の退位論は、敗戦前の日本をイメージさせる天皇を退位させることで、「新生日本」の出発に適合的な天皇制に一新させること、そして象徴天皇制と適合的な「一君万民」「君民一体」論を背景にして、天皇が「道徳」的な責任を取ったことを人々に示すことで、「道徳」的な存在としての天皇像を強調し、「新生日本」の出発を機に天皇制を再構築しようとする構想だった。こうした退位論は人々からの支持を得ることができなかった。なぜなら、敗戦後に「人間」宣言などの「民主」化を経て「象徴」となった天皇制はすでに「一君万民」「君民一体」であるとの心情が広がっていたからである。[9] しかし矢部・中曾根による提起は、講和独立に伴うナショナリズムの高揚から「新生日本」を人々に強く意識させ、それに適合的な皇太子の存在が前面に押し出される契機となった。

（3）「再軍備」反対の観点からの提起

この他に「新生日本」との関係で退位を主張した人物として、市川房枝がいた。市川は矢部や中曾根のように「新生日

本」の出発を念頭に置き、明仁皇太子への期待から天皇退位を主張しているが、彼らとは異なり「再軍備」に反対する意味から退位を主張していることに特徴がある。

市川は一九五〇年一〇月に公職追放が解除され、それ以後活発に婦人運動を展開した。その中で特に注目すべきは「再軍備」反対の運動である。市川は「再軍備については、国際情勢の緊迫が説かれ、どろぼうに対して戸締まりが必要な如く、国の戸締まりとして軍備が必要だと主張され……この議論が一応もっともに思われ『それでは仕方がない』という事になりがち」になることを警戒する。[10] なぜならば、戦時中にも同様の「誇張」があり、その後に戦争が激化して敗戦に至ったと市川は考えていたからである。そして女性の立場から、「だまされて夫や子供をとられた悔いを、二度と再びくり返さないために」、「再軍備」に反対する姿勢を示した。市川は、安保条約発効によって日本がアメリカから「再軍備」を強制され、再び戦争に巻き込まれるのではないかと予測していた。「再軍備」は「逆コースに拍車をかけ」[11]、敗戦前の状態に再び揺り戻されるのではないかとの危惧を抱いたのである。このように敗戦前の社会や戦争への鋭い批判の目が市川の中に存在していた。

そして、その延長線上で主張されたのが天皇退位論である。前述のような「再軍備」後の「軍隊」の精神的支柱に天皇を据えようとする噂に対して、「軍隊」の支柱とはかけ離れた、戦争イメージを持たない明仁皇太子を天皇にすることで、先手を打とうとするための退位論だったと思われる。市川は一九五二年一月、自らが会長を務める日本婦人有権者同盟の機関紙『婦人有権者』の中で、「講和条約及び安保条約の発効を機会に、天皇に御退位を願い度い」との意見を発表した。[12] 市川は、「象徴としての現在の天皇制に反対するものではない」が、戦没者が多数出たこと・敗戦を招いたことなどから、「天皇の道徳的責任を黙殺する事は出来ない」と主張する。そして、「天皇がその責任を自覚して自発的に退位されるのには、此の度は最も適当な最後の機会だと思う」と述べる。戦死者の問題に言及するなど、人々に対する天皇の「道徳」的責任を展開している点は矢部・中曾根らこれまで検討した退位論と同様であり、人々と天皇の結びつきを重要視した

「一君万民」「君民一体」的な考え方が市川にもあったのではないか。また市川が、講和条約期を退位の最後にして最適のチャンスと考えている点も矢部らと同様である。

> 幸い、皇太子も成年に達せられたのであるから、何の躊躇される理由はないと思うのである。／これは独立日本の再出発に際して、国民の道義心を振起すると共に、戦争中の軍国主義への復帰を阻止するきっかけとなるだろうと思うがどうだろうか……私共は青年皇太子を象徴とする平和日本、独立日本の再建を翼うや切である

ここでも、独立した「新生日本」を意識し、新たに表舞台に登場してきた皇太子への期待が語られており、その点では中曾根などと同じ意識を共有していたことがわかる。しかし市川の退位論の最大の特徴は、「再軍備」反対という立場から主張されたことにある。市川は、昭和天皇には戦争イメージ・大元帥イメージが残存しており、このまま天皇が在位し続ければ敗戦前の社会と連続性を有することになり、それがひいては敗戦前のような「軍隊」が復活する「再軍備」に繋がると見た。市川が敗戦前の社会を批判的に見、その復活を危惧していたことは前述した通りである。戦争・軍国主義イメージのない明仁皇太子が天皇になれば「軍隊」とは結びつかず、「再軍備」へと向かう心配がない。そして天皇が責任を感じて退位するならば、人々の「道義心」は「振起」され、「軍国主義への復帰を阻止するきっかけとな」り、「再軍備」反対の世論が高まると市川は考えたのである。

市川の退位論は「再軍備」に反対するが故に、戦争・軍国主義とは切り離れたイメージの皇太子を「新生日本」の表象にしようとするための退位論であったと言える。それは、清新なイメージを持つ皇太子の登場を背景に、「新生日本」を敗戦前とは全く切り離したものとしようとする意図を市川が持っていたからこそ、展開されたものであった。そして天皇の「道徳」的責任について明確に言及し、退位によって人々の「道義心」を喚起しようとする点では、「道徳」的責任論の系譜も継承しており、天皇が日本という国家の「道徳」を表象する存在であるとの認識が市川の根底にあったからこそ、退位を主張したのである。

このように「新生日本」の再出発という観点から唱えられた天皇退位論は、生まれ変わった象徴天皇制にふさわしく、天皇の「道徳」的責任を人々に対して示すことで、人々と天皇との結びつきを強化する「一君万民」「君民一体」の状態を目指そうと主張された。そしてその時、「新生日本」に適合的なイメージを持ち、親しみやすい明仁皇太子の存在を前提にして、退位論が展開されることになったのである。

① 波田永実「矢部貞治の新憲法・戦後天皇制構想」(『行動科学研究』49、一九九七年、五〇頁)、同「矢部貞治における『共同体的衆民政』論の展開(二)」(『流経法学』第4巻第1号、二〇〇四年、六九～一〇五頁)。

② 鈴木正幸『皇室制度』(岩波新書、一九九三年、七〇頁)。

③ こうした「一君万民」観については、原武史『可視化された帝国』(みすず書房、二〇〇一年)、同『皇居前広場』(光文社新書、二〇〇三年)、赤沢前掲「象徴天皇制の形成と戦争責任論」、同前掲「戦後民主主義論」、米谷前掲「『世界史の哲学』の帰結」を参照のこと。

④ 吉田裕『日本人の戦争観』(岩波書店、一九九五年、四七～四八頁)。

⑤『矢部貞治日記　欅の巻』(読売新聞社、一九七四年、一九五一年一二月一九日条、五七〇頁)。

⑥ これに対して吉田首相は、「今日はりっぱな日本を再建すべきときであり、再建すべき門出にあるのであります。日本民族の愛国心の象徴であり、日本国民が心から敬愛しておる陛下が御退位というようなことがあれば、これは国の安定を害することであります。これを希望するがごとき者は、私は非国民と思うのであります。私はあくまでも陛下がその御位においでになって、そして新日本建設に御努力あり、また新日本建設に日本国民を導いて行かれるということを御決心あらんことを希望いたします」として退位に反対した。

⑦ 中曾根康弘『自主憲法の基本的性格』(憲法調査会、一九五五年、六、三一、七二及び八六頁)。

⑧ 渡辺前掲『戦後政治史の中の天皇制』二一一～二一二頁。

⑨ 安田常雄「象徴天皇制と民衆意識」(『歴史学研究』第六二一号、一九九一年、三四頁)、ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』下(岩波書店、二〇〇二年、六六頁)など。筆者自身もこの問題については今後の課題として詳細に検討する予定である。

⑩「再軍備と婦人の立場」(『市川房枝集』第五巻、日本図書センター、一九九四年、四四頁、初出『婦人有権者』一九五二年三月号)。

⑪「独立を迎えるに際して」(前掲『市川房枝集』第五巻、四五頁、初出『婦人有権者』一九五二年四月号)。

⑫「天皇の退位を望む」(前掲『市川房枝集』第五巻、四一～四二頁、初出『婦人有権者』一九五二年一月号)。市川は後の回想の中で、「天皇制については戦前のいやな思い出が数々あるが、私は天皇の存在を憲法で象徴ときめたことは一応歓迎した……現在の制度をまずよしとするが、再び戦前の天皇制を復活してはならない」と述べる(市川房枝『だいこんの花』新宿書房、一九七九年、一二〇頁)。

4　マスコミの退位論への影響

前述のように講和条約期に成年に達した皇太子は、「新生日本」のホープとして期待され、多数のマスコミで取り上げられていた。講和条約期には、高い期待を持たれた明仁皇太子という存在を前提に、退位論が主張されたことを再度確認しておきたい。「新生日本」の国家像に適合的な皇太子像という、その前提を作り上げたのはマスコミであった。本章では、そのマスコミの中から天皇退位論が登場してくることについて論じていきたい。

講和条約期に天皇は退位するのではないかとの話がマスコミで登場したのは、管見の限りでは一九五一年九月に、政府が明仁皇太子の天皇即位のために予算を計上しているとの「東京来電」が台湾中央社で報道され、それが日本に打ち返されて報道された時が初めてである［沖縄タイムス①51・9・20①］。この報道に対しジャーナリストの大宅壮一は、デマであろうとしつつも「しかし天皇退位そのものは、この際もう一度とりあげていい問題である」と主張する［東京日日51・9・30①「天皇退位説」］。その理由について大宅は第一に、講和条約期は敗戦直後とは異なり天皇が退位しても天皇制廃止に繋がる心配がなくなったこと、第二に、天皇に退位の自由がないのは憲法の保障する基本的人権を認めないことと同じであるとの三笠宮の意見を紹介し、「天皇が今すぐ退位するしないは別として、こんな問題を国民にはっきり認識させて解決するには、今が絶好の機会ではあるまいか」と述べる。この時点での大宅は、積極的な退位論を展開したわけではなかった。もし天皇に何らかの問題が起こった時のため、退位論が天皇制存置の問題とは切り離されるようになった今、議論すべきだと問題提起しているのである。

しかし翌年になると、大宅は積極的に天皇退位を主張するようになる。そのきっかけは、前述のように年末の新聞各紙が成年となった明仁皇太子を「新生日本」のホープとして描いたことだったと思われる。大宅は皇太子教育や結婚問題などマスコミが大々的に取り上げていた話題を紹介して皇太子に対する期待を述べ、同じ文章の中で退位論を展開した。

独立すると同時に天皇は退位すべきであるとの説が有力になってきているが、私もこの説に賛成である。新憲法による天皇は〝象徴〟として何の責任もないことになっているが、前はそうでなかった。すべて権力には責任が伴うものであるという民主主義の根本原則を確立するためにも、この際天皇は退位すべきである。国民の気分を一新する上にも、それがもっとも効果的である［東京日日52・1・3①「皇太子」］

ここで大宅は、退位をめぐる社会的な雰囲気やマスコミで退位の噂がたびたび取り上げられていることを踏まえ、退位論が「有力になってきている」と把握している。そして、講和条約批准と天皇退位を「国民の気分を一新」させる事柄としてリンクさせた。先の、将来の可能性のための退位論議という主張から、講和条約期に退位すべきとの主張に意見を修正したのである。大宅は「新生日本」の出発のためには、戦争の記憶の残る昭和天皇を退位させることが必要だと見た。敗戦前の天皇の言動には何らかの責任が存在し、「新生日本」の出発のためにはそれを解消する必要があるとの主張は、木戸や矢部・中曾根の退位論と同じ議論展開であろう。実際大宅は、中曾根の退位論に対する吉田首相の答弁を「暴言」と批判し、人々が天皇を「象徴」と捉えることは権力により強制されるべきものではないと述べ、中曾根の退位論を次のように擁護する。

天皇退位論は、天皇制否定論とは別である。熱心な天皇制支持者の中にも、退位論者が少くない。講和発効と共に天皇が退いて皇太子に位をゆずるというのは、天皇制の存続強化のためにも役立つという考え方である［東京日日52・2・5①「暴言」］

退位こそが天皇制存続・強化に繋がるという考え方が、大宅にもあった。積極的な天皇制存置の意思を持っていたからこその退位論である。「人間」としての天皇ならばこそ、退位する自由もある。象徴天皇制であるからこそ、敗戦前は許されなかったような天皇の退位を人々が論議する自由もある。そして大宅の中では、皇太子が成長して「新生日本」の表象として捉えられてきた講和条約発効という時期＝「新生日本」の出発の時期にこそ、「気分を一新」するために退位やそれに関する議論をする必要があった。それは、講和独立に伴った皇太子への期待が述べられている同じ文章の中で天皇

退位が主張されていることからも明らかであろう。

ただし、大宅ほどここまで積極的に退位論を主張したマスコミは他にはなかった。前述のように意図を持って矢部貞治に退位論を展開させた『読売新聞』は、他紙に比べ積極的に天皇退位問題を扱っていたが、社としては退位を主張していない。一方で『毎日新聞』は退位論にはほとんど触れず[2]、「人間」天皇イメージや清新な皇太子イメージを作り上げようとする記事を積極的に掲載していた。『毎日新聞』は「お言葉」の翌日の一面記事に大きく「陛下の決意を拝して」という特集を組み、昭和天皇の在位を歓迎している政治家の談話を多数掲載していること［毎日52・5・4①］からもわかるように、退位には消極的であったと推察される。このように、退位をめぐってはマスコミは一枚岩ではなかった。

しかし皇太子への期待と天皇退位論の紹介が同じ文章の中で語られるのは大宅のみならず、多くのマスコミでも共通していたことに留意する必要がある。『週刊朝日』に掲載された『朝日新聞』（『読売新聞』ほどではないが退位論を紹介する記事が掲載されていた）記者による座談会では、皇太子の留学・外遊と退位問題がセットになって取り上げられた。ある記者は次のように発言する。

> 退位するとすれば、今年は二つのチャンスがあるんだ。第一は講和が成立して独立国になつた時、第二は秋に行われる予定の成年式、立太子式だね。ただ、ここに皇太子の留学問題がある……皇太子の地位ならばいいけれども、天皇となると国を空けることもむずかしくなる。そうなると、皇太子の留学が済むまで退位は見合せよう、ということもあるんじやないかな[3]

立太子礼や留学問題に言及されていることからわかるように、皇太子への期待が前提となって退位が議論されている。独立が間近となり、天皇ではなく皇太子こそがこれからの日本という国家を表象すると認識し、皇太子の人格を「新生日本」を代表する立場に涵養させるような留学が期待された。マスコミは積極的な意図を持って清新な皇太子像を作り出し、「新生日本」の国家像と接合させようとした。そうしたベースがあったからこそ、政治家や知識人が主張する天皇退位論が真実味・現実味を持って人々に捉えられたのである。

『東京新聞』のコラムでも、天皇退位論と皇太子への期待が同じ文章の中で紹介される［東京52・1・2②］。特にこのコラムでは退位と皇太子結婚を絡め、「こんどの皇太子妃は思いきつて〝平民〟の中から選んでもらいたい……天皇というものをもつと国民に親しみ深いものに」しようと主張していた。制度が象徴天皇制へと変化したことから、その内実もより親しみを持ち、人々との結びつきを強めた「一君万民」「君民一体」を実現しようという主張である。

この考え方は大宅も同様であった。大宅は中曾根の質問に対する吉田首相の答弁を、「せっかく〝人間宣言〟をした天皇をむりやりに神棚の中に押しこめてしまうようなもの」と批判した［東京日日52・2・5①「暴言」］。吉田の答弁に対して、「新生日本」の国家像に適合的な象徴天皇像＝敗戦前とは異なる人々と天皇が結びついた「一君万民」「君民一体」の実現という観点から、反対意見を展開したのである。戦争の記憶が残存する昭和天皇では「新生日本」にふさわしくない。そのまま在位し続ければ人々に対する責任を果たしていないと捉えられるおそれもある。マスコミは皇太子を「新生日本」のホープとして大々的に取り上げた。そしてそれが前提となって、様々な人々から退位論が浮上する。講和条約期の退位論の多くが明仁皇太子の登場と期待を前提にして主張されており、象徴天皇制／像の展開過程において、皇太子に期待を込めて積極的に報道したマスコミの影響は大きかった。ただし「お言葉」の後は退位論には消極的であった『毎日新聞』のみならず、他のマスコミもそして積極的であった大宅も、退位論をほとんど取り上げなくなる。しかしそれと同時に、昭和天皇に関する記事も減少し、マスコミはより皇太子イメージを積極的に提示していくことで新しい象徴天皇像の内実を作り上げていこうとするのである。④

① 『沖縄タイムス』については、『新聞資料集成　昭和編年史』昭和26年V（新聞資料出版、二〇〇二年、二六七頁）から引用した。

② しかし中曾根の退位論の扱いだけは別で、翌日の紙面で扱いは小さいものの、一面で取り上げられた［毎日52・2・1①］。それだけ中曾根の発言はインパクトがあった。

③ 『週刊朝日』一九五二年新年号、四六頁。

④ こうした過程については、河西前掲「『新生日本』の出発と皇太子外遊」で論じた。

5 「お言葉」と退位論の帰結

(1) 「お言葉」をめぐる問題

近づく講和独立、1で言及した退位をめぐる社会的な雰囲気、そして実際に一九五一年後半頃より広範に主張された退位論に対し、すでに退位をしない方針を固めていた宮中も、何らかの対策を取らざるを得なくなり、天皇から「お言葉」を独立時に発表する方針に結実した。一九五一年九月九日、田島は安倍と「講和ニ付陛下ノ statement ノコト　コレニ関スル Abdi ノコト」を話し合った［田島51・9・9、300頁］。このように、講和に際して、退位問題に関係した「お言葉」が必要だと宮中では認識されていた。先述した木戸も、この認識に立っていた。この宮中の認識について田島は、吉田首相と「平和克服ニツキ勅語ノコト　ソノ奥ノ退位問題ノコト（ヨク小泉ト相談スルトノコト）」［田島51・10・2、302頁］として話し合っており、政府も講和独立に際して天皇の「お言葉」を発表することは了解していたと思われる。これ以後田島を中心として天皇に意思を尋ねながら「お言葉」の文言が模索され、田島が安倍・小泉らにその内容を相談していたことが日記に散見する①［田島52・2・20、308頁など］。加藤恭子『田島道治』には、この「お言葉」の草稿と見られるものがいくつか収録されている。それによれば、最も初期のものと思われる草稿は、次のような文言であった。

> 戦争の惨禍は甚大を極め、思想の混乱経済の動揺による一般の不安疾苦亦名状すべからず。一念こゝに及ぶ時まことに憂心灼くの思ひに堪へず、菲徳未然に之をとゞめ得なかったことを深く祖宗と萬姓に愧ぢる②

この文章では、非常に鋭い言葉で天皇が自らの戦争責任について言及しており、祖宗と人々に対する強い謝罪の念が見られる。こうした表現は、一九五二年三月一七日付の案まで続いていた。しかし三月三〇日付の案になると、その表現は次のようにかなり後退する。

犠牲者に対してはあらためて深甚なる哀悼と同情の意を表します。又特にこの際既往の推移を深く省み、相共に戒慎し、過ちをふたたびせざることを堅く心に銘すべきであると信じます③

この両案の間、田島は吉田と頻繁に会って、「お言葉」の文言をめぐる話し合いを重ねており、草稿には「吉田首相削除説」などのメモ書きも見られることから、吉田の反対によって、天皇が自らの戦争責任について反省するような当初の文言が削除されたと思われる。

しかしそれは吉田だけではなかった。宮中でも「今さら陛下の謝罪はおかしい」との意見が出、「はじめに」で言及したように、天皇が一切の戦争責任に言及しない前述の「この時に当り、身寡薄なれども……」という形で「お言葉」は落ちついたのである④。

実際に述べられた「お言葉」は、元の原案に比べ、天皇が自らの責任を述べる部分のトーンがかなり落ちている。原案では敗戦に対し「憂心」し、これを防げなかったことを祖宗と人々に「愧ぢ」ているが、「お言葉」では自らの行いについて反省する文言は見られない。それは、退位をめぐる社会的な雰囲気や実際の退位論から、天皇が自らの戦争責任を認めてしまった場合、それが責任追及・退位に繋がる危険性もあり、それを避けようとしたためではないだろうか。そして当初案にはなかった「こいねがわくば」以降の文言が付け加わり、自らが継続して国家再建を担うことが自らの責任であると宣言する文章となった。これも、退位論に対してこれからも在位する旨を強調したためであろう。「お言葉」は講和条約期の退位論への対応から、その内容が確定されていったのではないだろうか。

「お言葉」は式典以前にはマスコミに内容が漏れており［読売52・4・28②］、それは意図的に流されたと思われる⑤。記事は天皇側近からの情報として、天皇は人々や国家に対して責任を感じて自分の身はどうなってもよいと考えているが、「退位の易きにつかず国民とともに慰め励まし合いながら国民の先頭に立って日本の再建と新憲法下の皇室の在り方の確立について努力」していると、あえて退位しない厳しい選択をしたのだと強調された。公式的に天皇の言葉で発表される

「お言葉」では言及しないものの、マスコミによって側近という他者の言葉で語られる場においては、戦争責任を感じている姿が描かれるという使い分けがなされている。「人間」的苦悩や人々の生活・国家再建を考えて行動する天皇像がアピールされることで、「お言葉」では曖昧化された責任をその後に責任論へ発展することのないように天皇自身が言及しない形に配慮して人々に提示し、彼らとの関係性を重視する象徴天皇像を印象付けようとしたのではないだろうか。

（2）なぜ天皇は退位しなかったのか

ではなぜ天皇は退位しなかったのだろうか。その理由として次の二点が考えられる。

一点目は、吉田首相の反対である[6]。昭和天皇個人に対して尊敬の念を抱いていた吉田[7]は、一貫して退位には反対であった。冷戦が激化し、かつ強力な権力・権威を持ったGHQが去った後の安定的な統治が課題となっていたこの時期にあって、天皇退位は共産勢力を伸張させる危険性があるため、西側世界の一員として日本を国際社会に復帰させようとする吉田にとっては避けなければならない事態だった。一九五一年の京大天皇事件時、吉田内閣や天皇権威再編成政策を批判的に見ていた京大生が公開質問状の中に退位を要求する文言を挿入していたことを見れば[8]、もし天皇が退位したならば大衆運動が盛んになって吉田内閣批判や天皇制存続の危機となる可能性も存在していた[9]。安定的な統治を志向する吉田内閣にとって、退位は拒否しなければならない事態だったのである。

そしてより重要なのは、吉田内閣が当時、天皇権威再編成政策を進めていたことである。吉田は、天皇の人々への影響力・権威をさらに強力なものに再編成することで、天皇権威を背景にして内閣が安定的な統治を行う政治システムを目指そうとした[10]。吉田内閣の目指す方向性は「一君万民」「君民一体」ではなく、人々と天皇の中間に内閣が位置することで安定的な統治を行おうとするものであった。退位は「道徳」的であるにせよ、天皇の戦争責任を認めてなされる以上、天皇制に対する人々の権威が低下する可能性もある。それは、天皇権威再編成政策を進める吉田内閣の方向性とは全く異な

っていた。ただし天皇権威を背景に軍部が独走した敗戦前の経験から、天皇を統帥権者に据えることには反対し、そのために天皇を退位させる「再軍備論」者の退位論も拒否したのである。

退位しなかった理由の二点目は、退位論の担い手と人々の意識の問題が考えられる。退位論を展開した人物は、決して講和条約期の政治の中心的な担い手ではなかった。そのため退位論自体はマスコミなどで取り上げられてインパクトは大きかったが、吉田首相という政治の最も中枢人物によって阻止された。退位反対の考え方は吉田だけでなく、他の政治の担い手も同じであった。先述した一九五二年の『朝日新聞』紙上での座談会の中で、民主党の芦田均は「御退位の問題は極めて一部の人が考えている程度」で、「御退位問題を取上げる必要はない」とし、右派社会党の河上丈太郎は、「退位はそれほど政治的意味がなくなっている」と述べる[11]〔朝日52・1・1③〕。この河上の意見にも見られるように、退位の時期はもう過ぎたとの消極的な退位否定の意見は多かった。例えば作家の長与善郎は、「もし退位をなさるとしたら、新憲法の制定の前後、乃至は戦犯の判決当時にあつたと見れば見るべきで、今日となつては既に時機は去つてゐる」と主張する[12]。たしかに吉田内閣の進める天皇権威再編成政策に反対する意見は高まっていたが、それは敗戦前のような状態に戻すことへの反対であった。冷戦が構築されるにしたがって、国内では次第に戦争責任を曖昧化する動向が進展していた[13]。そして、多くの人々は責任を一部の軍人に押しつけ、天皇を免責する方向性を認証し、天皇の退位は考えていなかった[14]。つまり、担い手の基盤の脆弱さが退位の実行されなかった原因の一つと考えられるのである。

① 安倍能成は『戦後の自叙伝』（一九五九年、新潮社、後に日本図書センターより復刻、二〇〇三年、一九九頁）の中で、「小泉信三と私とは度々相談を受けた」と回想する。「お言葉」をめぐっては、加藤恭子「封印された詔書草稿を読み解く」（『文藝春秋』二〇〇三年七月号、一〇六～一〇九頁）が詳しい。

② 加藤前掲『田島道治』三一七頁。近年、田島の史料から加藤が発見した一九四八年の「昭和天皇の国民への謝罪詔書草稿」とされるものは、この「お言葉」草稿に文言が非常によく似ている。「謝罪詔書草稿」とされるものは吉田裕が指摘するように、一九四八年ではなく一九五二年の「お言葉」の原案の一つではないだろうか（加藤恭子・高橋紘・秦郁彦・吉田裕「大論争『昭和天皇国民への謝罪詔書草稿』四つの謎」『文藝春秋』二〇〇三年八月号、一六八・一七一頁）。

③ 加藤前掲『田島道治』三一八頁。
④ 藤樫前掲『天皇とともに五十年』一一三～一一四頁、高橋前掲「象徴天皇の誕生」九六～九七頁。
⑤『週刊朝日』一九五二年五月四日号三八頁（式典以前に発売）には、「五月三日の独立記念式典には天皇陛下は国民に対する挨拶の中で、それとなく退位問題に終止符を打つような意思表示をされるとのことである」とあり、「お言葉」の文面が宮内庁筋からマスコミに意図的に漏らされていたことがうかがえる。
⑥『サンデー毎日』によれば、「吉田首相は退位論に真向から反対していて、この人がいる間は退位はないとまでいわれてきた」（『サンデー毎日』一九五二年五月一八日号一四頁）。
⑦ 吉田茂『回想十年』第四巻（新潮社、一九五七年、七二～八八頁）。
⑧ 松尾前掲『日本の歴史㉑ 国際国家への出発』一七二～一七三頁。
⑨ 河西秀哉「一九五〇年代初頭における象徴天皇像の相剋」（『日本史研究』五〇二号、二〇〇四年、一二頁）。
⑩ 河西前掲「一九五〇年代初頭における象徴天皇像の相剋」五～七頁、渡辺前掲『戦後政治史の中の天皇制』一六〇～一六二及び一七一～一七二頁。
⑪ 浅沼稲次郎右派社会党書記長は「天皇退位問題は陛下自身が自ら決められることで……われわれとしては何も申しあげることはない」と、積極的な意思表明を避ける（東京日日52・5・4①）。
⑫ 長与善郎「天皇論」（『文藝春秋』一九五二年三月号、四五頁）。
⑬ 吉田前掲『日本人の戦争観』八二～八四頁。
⑭ 一九五二年八月岐阜県での調査によれば、多くの民衆が天皇を「おきのどくだ」と思っていた。このことは、天皇には戦争のイメージを残存させつつも、一方で一部の軍人に「だまされた」というイメージが広く流布していることを表しており、民衆が天皇に責任はないと感じていることを示しているだろう（日高六郎・升味準之輔・高橋徹「旧意識の温存と変容」遠山茂樹編『日本資本主義講座』第九巻、岩波書店、一九五四年、二一四頁）。

おわりに

これまで見てきたように、講和条約期の退位論は二つの特徴を持っていた。第一に、敗戦後一貫して主張されてきた天皇の「道徳」的責任論を引き継ぎ、それを追及したことである。講和条約期になると敗戦前の政治過程が次第に明らかとなり、その中で天皇の果たすべき役割があった、それをしなかった天皇には政治的責任はないにせよ、敗戦状態に陥ったことに対する「道徳」的責任は存在する、との責任論がクローズアップされた。この主張では、天皇は日本という国家の「道徳」的模範を示す存在と考えられた。戦争・敗戦に対する責任を自ら感じて退位するという「道徳」的模範行為を天皇が行えば、人々はその姿に感動し、象徴天皇制はより強力なものとなるとの主張であった。敗戦前の経験を踏まえ、軍

部など中間勢力のいない「一君万民」「君民一体」を目指す動きだったと言える。

第二に、講和条約発効によって「新生日本」として再出発する時、その国家像と適合的な皇太子イメージの方が、戦争イメージを持つ天皇よりも選択され、その結果退位が主張されたことである。皇太子が成長し、天皇となって国家の表象と成り得る年齢になったこと、そしてマスコミが清新な若いイメージで皇太子を捉えて大々的に報道した意味は大きかった。ここでは、「新生日本」の目指す国家像と象徴天皇像は明確に接合されていた。だからこそ講和条約期が、国家としての再出発の時期であるから天皇制も再出発すべきであるとして、退位の最終機会でありかつ最適な時期に考えられたのである。マスコミの報道によって、講和条約期に退位論が主張される土台が形成されたと言ってもよいだろう。

結局天皇は退位せず「新生日本」は再出発したが、退位論が広がる要因となった清新なイメージの皇太子の存在はその後も人々に期待を受け続け、一九五四年の明仁皇太子外遊を契機に一挙に花開く。[①] 講和条約期の退位論は、象徴天皇制／像の展開の中で、明仁皇太子がその主役となる大きなきっかけとなったのである。

① 河西前掲「『新生日本』の出発と皇太子外遊」一一二～一三〇頁、ルオフ前掲『国民の天皇』二八七～二九八頁。

（京都大学大学文書館助手）

The Problem of the Abdication of the Emperor during the Period of the Peace Treaty

by

KAWANISHI Hideya

The problem of the abdication of the Emperor re-surfaced during the period of the peace treaty. There were two characteristic features of the reemergence of the problem. The first characteristic was that it would be a continuation of the effort to pursue the "moral" responsibility of the Emperor that had been consistently advocated since the defeat. The Emperor was considered the embodiment of the "morality" of the Japanese state, and it was thought that if the Emperor performed the "moral act" of abdication, the public would be impressed by his figure, and the symbolic emperor system would be strengthened. This move can be termed an attempt to create "an emperor for all the people," *ikkun banmin* 一君万民 and to assure the "unity of emperor and people," *kunmin ittai* 君民一体.

The second characteristic involved the image of the "New Japan" 新生日本 which was linked to that of the Crown Prince, whose image was preferred to that of the emperor who was associated with the war. As a result the abdication was advocated. Behind this was the fact that the mass media reported extensively on the Crown Prince, creating a fresh and youthful image. The national image of a "New Japan" was welded to the image of the symbolic emperor, and abdication was advocated as the fresh start required of both the emperor system and the state. Although the abdication was not carried out in the end, the problem of the abdication during the period of the peace treaty became the cause of the emergence of the Crown Prince in the development of the system and image of a symbolic emperor.